

国立市立学校における  
働き方改革推進実施計画  
【改訂版】

令和3年1月  
国立市教育委員会

## 1 作成の目的

児童・生徒の健やかな成長を支える学校教育を推進するためには、国立市立学校教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが重要になる。

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や改訂学習指導要領による教育活動の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。一方、教員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供たちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

国立市教育委員会では、市立学校の教員一人一人が職務に従事できる環境を整備し、働き方改革を推進することで、学校教育の質の維持向上を図るために、「国立市立学校における働き方改革推進実施計画」を作成する。

## 2 実施計画の位置付け

国立市立小・中学校が、所属職員の働き方改革を進めるために、各学校がその実態に応じた取組ができるよう、服務監督権者である国立市教育委員会として、各学校の取組の指針となる実施計画を策定する。

この実施計画は、東京都公立学校教員としての任命権者である東京都教育委員会が作成した「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、国立市立学校教員の服務監督権者である国立市教育委員会が実施計画を作成するものである。

なお、東京都教育委員会が作成する「学校における働き方改革推進プラン」は、東京都立学校に対する実施計画であることを受け、国立市教育委員会が作成する「国立市立学校における働き方改革推進実施計画」との整合性を図る。

## 3 改定の経緯

平成29年度に実施した都内公立学校教員の勤務実態調査の結果、長時間教員の長時間労働の実態が明らかになったことから、平成30年2月、東京都教育委員会は「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、本プランに基づき、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、教育の質の維持向上を図ることとした。本プランでは、いわゆる過労死ライン相当の勤務実態となっている教員が多数存在している状況に鑑み、多様な取組を総合的に講じることとした。

それを受け、平成30年3月に国立市教育委員会では検討委員会を設置し、「国立市立学校における働き方改革推進実施計画」を策定した。

平成31年1月、文部科学省は学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を各教育委員会に通知し、教育職員の勤務時間の上限の目安を示した。その後、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（「給特法」）」の改正が行われ、文部科学大臣は上記ガイドラインで示された勤務時間の上限を「公立学校の教育職員の業務量の適正な管理その他教職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」として定め、これを告示した。また、令和2年1月、東京都教育委員会は文部科学省のガイドラインを受け、「学校における働き方改革の成果と今後の展開（令和元年度版）」を示した。国立市教育委員会では、「給特法」の改正に基づき、令和2年3月に「国立市立学校の管理運営に関する規則」を改正し、同規則第25条に国の指針に基づき教職員の業務量の適切な管理を行うものとするを規定した。

については、東京都教育委員会の「学校における働き方改革の成果と今後の展開（令和元年度版）」を参考にしつつ、国の指針に基づく「国立市立学校における働き方改革推進実施計画【改訂版】」を策定するものである。

## 4 働き方改革の目標

国の指針及び東京都教育委員会の「学校における働き方改革の成果と今後の展開（令和元年度版）」を受け、国立市教育委員会は、国立市立学校における働き方改革に向け、当面の目標を以下のとおり設定する。

- ① 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1箇月の合計時間（以下「1箇月時間外在校等時間」という） 45時間
- ② 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という） 360時間

※ 特例的な扱いの場合あり

なお、週休日である土曜日、日曜日については、連続して業務に従事することがないように、どちらか一方は必ず休養できるようにする。

## 5 具体的な働き方改革の取組の方向性

東京都教育委員会の「学校における働き方改革推進プラン」及び「学校における働き方改革の成果と今後の展開（令和元年度版）」を受け、国立市立学校における働き方改革の取組の方向性を、以下の5点として計画し、具体的な対策を講じていく。

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進
- (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進
- (3) 教員を支える人員体制の確保
- (4) 部活動の負担を軽減
- (5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

## 6 働き方改革の具体的な取組内容

5点の具体的な働き方改革の方向性にそって、現在までの国立市立学校における働き方改革の取組を継続するとともに、新たな今後の取組を実施する。

- (1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進

校長、副校長、教員一人一人が勤務時間を意識した働き方を実践できるよう、教員の在校時間を適切に把握するとともに、働き方の見直しに向けた意識改革を推進する。

### 【現在までの取組】

国立市立学校に勤務する教員の出退勤管理は、令和2年4月から導入した校務支援システムを活用して行っている。また、「ノー残業デー」や「ノー部活デー」を設定、長時間労働改善への工夫をしている。夏季休業日中は、連続5日間の休暇促進週間を設定し、教員の日直を置かず警備員の配置で対応することで、休暇の取得を促進している。

### 【今後の取組】

- ① 国立市立学校は、在校等時間データを基に、管理職が教員の働き方の実態の把握、校務分掌の見直しを行うとともに、教員自身が業務の進め方を見直す。
- ② 国立市教育委員会及び国立市立学校は、タイムマネジメントやワーク・ライフ・バランスに関する魅力ある研修を実施する。

## (2) 教員業務の見直しと業務改善の推進

教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図る。

また、学校における業務改善についても併せて進める。

### 【現在までの取組】

国立市立学校では、教員の専門性の発揮が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては役割分担を見直すなど、学校や教員の業務の軽減を図っている。また、校務支援システムの導入により、様々な書類が関連性をもって作成できるとともに成績処理についても効率的に作業できるようになっている。更に、学校教材費や行事費等を含めた学校徴収金の集金・管理を口座振込の方法に変更し、より安全で効率的な事務が行えるようにしている。

国立市教育委員会では、各種会議や調査・報告の削減に取り組んでいる。

### 【今後の取組】

- ① 国立市教育委員会並びに国立市立学校は、PCを積極的に活用したペーパーレスの会議、決裁手続簡素化のためのはんこレス等の業務改善を推進する。
- ② 国立市教育委員会は、現在の会議・研修会、調査をあらためて見直すとともに、オンライン会議、オンライン研修会を推進するための環境整備を行う。

## (3) 教員を支える人員体制の確保

東京都の人事制度を活用した教員の増員や学校事務職員との役割分担の見直しとともに、市会計年度任用職員の配置、専門スタッフや外部人材等の活用により、学校の組織運営や組織力を強化する。

### 【現在までの取組】

国立市教育委員会では、スマイリースタッフや特別支援学級指導員、学校司書等多くの市費配置支援員等を配置し、学校の教育活動の向上を図っている。また、市費配置支援員の維持・向上を図るとともに、学校の組織力向上のため、全校にスクールサポートスタッフ及び家庭と子供の支援員を配置し、副校長を始めとする教員の支援を行っている。

国立市立学校では、学校経営支援部を設置しての校務改善、専門性のある地域人材の活用、教員を目指す学生のティーチングアシスタント等を活用している。また、教育活動の一層の充実を目指して、学校評議委

員制度を始めとした地域との連携強化を進めている。

【今後の取組】

- ① 国立市教育委員会は、不登校児童・生徒のより一層の支援のために、令和3年度に向けて市費分の家庭と子供の支援員の時間数を1校当たり80時間増加する。また、GIGAスクール構想の実現及び充実のために、端末導入支援員を各校1名あらたに配置する。
- ② 国立市立学校は、教育活動の一層の充実を目指して、学校評議委員制度を始めとした地域との更なる連携強化を進める。

(4) 部活動の負担を軽減

学校における他の教育活動とのバランス等の観点から中学校部活動の在り方を見直し、その適正化を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減を図る。

【現在までの取組】

国立市立中学校では、顧問教員の指導等に協力するために、地域人材等を部活動の実技指導をする外部指導員を活用し部活動の充実を図っている。また、生徒や教員の負担過多にならないよう、週当たり2日以上以上の部活動の休業日を設けている。

国立市教育委員会では、教員の異動による部活動の存続問題の対応として、部活動指導員を任用し、教員に代わり部活動の指導業務を担当できるように整備した。

【今後の取組】

- ① 国立市立中学校は、スポーツ庁や東京都教育委員会が作成する部活動ガイドラインを参考にして、休業日の設定等部活動の運営をする。
- ② 国立市教育委員会は、国立市立小学校で実施している合唱や金管の課外活動に対して、令和元年度から課外活動指導者の謝礼の予算を計上し活動を支援してきたが、部活動指導員と同様に教員に代わり単独で指導業務を担当できないか検討していく。

(5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

教員が仕事と家庭を両立する、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間労働の改善や休暇制度の積極的な利用ができるよう支援を行う。

【現在までの取組】

国立市立学校では、「ノー残業デー」や「ノー部活デー」を設定し、長時間労働改善への工夫をしている。また、管理職は各校の実態に合わせて校務改善の目標を設定し、推進している。

#### 【今後の取組】

- ① 国立市立学校は、文部科学省が示す1箇月時間外在校等時間の45時間を基準として、各学校の「学校における働き方改革目標」を設定し、教職員が共通理解し取り組むようにする。  
また、引き続き教員が自己申告書の自由意見欄等を活用して、働き方改革への個々の考え方を管理職と共有した上で、改善に向けて取り組んでいく。
- ② 国立市教育委員会として、国立市立小・中学校長会と連携して、保護者や地域への働き方改革への理解と協力を求めるためのあらたな発信をしていく。

## 7 働き方改革についての理解促進

学校における働き方改革を進めるには、教員の長時間労働を改善することが、学校教育の質の向上につながることにについて、教員、保護者や地域社会等の理解・啓発を進める必要がある。

働き方改革を進めることで、勤務時間後の電話対応や学校での話し合いの時間等、現在対応している時間等に制約が生じることが考えられる。

国立市教育委員会は、国立市立小・中学校長会と連携して、教員、保護者や地域、市民へ学校における働き方改革の取組の理解を促進するための啓発活動を進める。

次ページ以降に、保護者向け、教員向けの啓発資料を掲載する。

## 8 実施計画の評価と見直し

国立市教育委員会は実施計画の効果について、東京都教育委員会に合わせ毎年10月に時間外労働の状況を調査する。(令和2年度においては、2月に実施)また、国立市立学校の管理職等からのヒアリング等で検証し、必要に応じて実施計画の見直しを図る。

## 教員の働き方改革が子どもたちの未来につながります

教員の長時間労働が大きな社会問題になっています。

東京都教育委員会が令和元年に実施した調査では、小学校 44.3%、中学校 54.7%の教員が、月当たりの時間外における在校等時間が45時間を超えています。この時間数は、働き過ぎにより心身の健全な状態が保てない数字となります。

学校教育の質の向上を図る上で、教員一人一人の心身の健康保持の実現と誇りややりがいをもって職務に従事できる環境へと、早急に改善することが必要になります。

学校の教員の働き方改革を進めるためには、保護者や地域の皆さまのご理解が重要になります。教員が時間を意識した業務を進めることにより、勤務時間後の電話対応や学校での話し合いの時間設定、地域行事への参加等、現在の対応から時間等に制約が生じることも考えられます。

保護者や地域の皆さまも、それぞれに仕事等予定があり、学校の教員が時間を合わせて対応させていただいてきましたが、教員の長時間労働の改善に向けて、ご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

◎早朝や午後6時以降の学校へのお問い合わせの電話は、ご遠慮ください。

◎年間で予定が決まっている面談等は、教員の勤務時間内での実施へのご理解、ご協力をお願いします。

◎休暇取得促進のため、夏休みに5日程度、学校に教員が不在の時期があります。

教員の「ワーク・ライフ・バランスの確保」が、健全で効果的な教育活動につながります。ご理解とご協力をお願いいたします。

国立市教育委員会  
国立市公立小・中学校長会

## 先生方の仕事の「量の削減」に、全員で取り組みましょう

教員の長時間労働が大きな社会問題になっています。

東京都教育委員会が、1区1市を対象に令和元年10月に実施した勤務実態調査では、時間外における在校等時間について、1箇月45時間を超える教員が、小学校で4割強、中学校で5割強いることが明らかになりました。このことは、深刻な社会問題にもなっており、早急に改善することが必要になります。

学校の教員の働き方改革を進めるためには、まずは先生方の意識を変えることが大切です。ご存じのとおり、教員の仕事は勤務時間を超えて働いても賃金的な補償はありません。このことが、教員が時間を意識せずに仕事に取り組める利点でもあり欠点ともなっています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や学習指導要領の改訂による、主体的で対話的な深い学びの推進など、新たな取り組みが求められている時期に、働き方改革で「量の削減」を進めることは、大変難しいこととは思いますが、短時間で最大限の成果が得られるよう、先生方も自らの資質・能力の向上に努めるとともに、働き方の意識変革をして取り組んでいきましょう。

◎時間を意識して仕事に取り組むため、あらかじめ出退勤時刻を決めてから職務を開始する。

◎1日の在校時間は、特別の事情が無い限り、11時間を超えない。

◎長期休業日等を利用して、休暇の取得を促進し、心身ともにリフレッシュする。

一人一人が「ワーク・ライフ・バランス」を確保し、誇りとやりがいをもって仕事に取り組みましょう。

国立市教育委員会  
国立市公立小・中学校長会